

全青税

日税連会長と会談

強く方針・見解を糾明した



添田会長の方針・見解を糾す
荻野会長、金子、湖東会員

全青税 お忙しいところを、本日はわれわれの為に時間を空けていただき有難うございます。
会 長 私としては、皆さんの御意見をいろいろと御伺いし、そして勉強して会務に反映してゆきたく思います。どうか忌憚ない御意見をお聞かせ願えれば幸いです。
全青税 早速ですが、いま問題になっている顧問税理士制度は、

会 長 商工会等には、そこまではいっていません。
全青税 東京会の臨時総会や、また日税連の常務理事会を傍聴している、原則としてとか、協議してとか、後退している感じを受けますね。
会 長 協議」というのは、相手もあることだし、内部としても協議することがある、というこ

税理士界を震撼させた商工会等の顧問税理士制度は、日税連の会長に添田正夫東京会々長が就任して、はじめての制度的試験となったが、残念ながら昨年十二月二十一日に調印され、会員の多くが失望と不安に低迷している。
全青税では、同会長が、商法改正反対に反して附帯決議の省・政令化運動に走ったとき、その真意を計りかね、且つ会員の正論を披歴すべく会談の申入れを行い、以来待つこと一年余にして、この程漸く実現した。日時は昭和四十九年十二月二十五日、午後五時より、場所は日税連の会 長 室。当面の商工会等の問題に会談は集中したが、以下はその時の録音に基づいて編集した。雑音がひどく、加えて発音の不明瞭な発言に悩まされて、要約の止むを得なかった部分のあったことをお詫びする。文中カッコ書きも、読者の理解を助ける広報部の苦心であることをお断りする。



全国青年税理士連盟
東京都荒川区南千住 5-25-14
電話 03(803) 2328
税理士荻野弘康事務所内
発行人 荻野弘康
会 長 荻野弘康
編集人 唐木田明雄
広報部長 唐木田明雄

会談者(敬称略)
日税連会長 添田 正夫
全青税会長 荻野 弘康
同 副会長 金子 秀夫
同 総務部長 湖東 京至
同 広報部長 唐木田明雄

いよいよ調印されましたが、その内容はどのようなものですか。
会 長 昨日もその問題は理事会(東京会)でも出ましたが、日税連の立場からいうと、私連の入れたくない文句も、各単位の要望で入れざるを得ないので、入っているわけですね。
全青税 各単位のニュアンスの違う取扱いになっていると聞いていますが、日税連が取り決め、各単位の単位会でまた取り決めるという。これは違って構わないという事ですか。
会 長 一応は、全国的に統一したいというのが今回の了解事項で、これを逸脱しない範囲で、実際に照らしてやって良いということです。

全青税 そういうことは、商工会等とも話し合っているのですか。
会 長 協議」というのは、相手もあることだし、内部としても協議することがある、というこ

したくも、調印してしまえば出来
ない。われわれは御存知の通り、
「商法」では業務を投げうって、
朝から晩まで反対運動をやりまし
た。

会 長 そういう面では、小規
模対策委員会でも、法対委員会でも
やりました。

全青税 大阪で糾明集会をやり
ましたが、これを日税連規模でや
るとか、次年度以降の予算化阻止
の運動計画はありませんか。

会 長 いろいろ話はありま
す。ただ、どういふ方法が良い

日税連は

会員を信用しなかつた

全青税 原島専務理事(日税連)
は、今回の問題をこのままにして
は、条件闘争も出来なくなる。臨
税も野放しになる。

そういう逼迫した判断から解決
を急いだと説明してありますが(東
京会理事会で)、実際問題として
商工会等が見切り発車をしたとし
て、その対策として過日の東京会
の臨時総会では、一本釣りを禁止
したわけです。

一本釣りが出来なければ、理想
としては顧問税理士は実施出来な
いわけですが、やはり一本釣りは

か、法対委員会の。です。一応
は税理士法改正の大会を、各地で
やるという予定をたてています。

全青税 非常に良いことで、税
理士法と今回の問題とは関係があ
ります。

会 長 前提です。
全青税 「商法」の時にはいい
ましたが、こんなに密着した問題
はない。制度的にも、職域面でも
重大です。税理士法を改正しても
関与先がなければ意味がない。

会 長 税理士法より、一步先
に対策が必要ですよ。

実現する、という判断から、見切
り発車を考え、調印したわけです
か。

会 長 見切り発車について
は、そういう考えがあります。そ
れと予算化されているので、何時
までも税理士会がやってくれなけ
れば見切り発車になるし、この場
合、執行部として心配するのは会
員への影響です。

中小企業基本法によって、個人
・法人の区別なく対象にされてく
る。そうやって果してどうなる
か、被害責任賠償やこれを放棄す



顧問税理士制度反対決起大会

ることで、全面的に税理士会の問
題となるということを執行部は考
えた。

提携した上であるならば、商工
会等の問題になる。

それに職域上からも、取られて
しまつてからでは遅い。取られる
前の対策が必要ですよ。商工会等は
無料の団体の税務会計事務所にな
る。

制度的には絶対反対であるか
ら、制度化されない方向等、いろ
いろ考えたわけです。

最終的には会員に対する職域上
の侵害を、いかにして防ぐかとい
うことでした。

会員への被害は

あるだろうか

全青税 以前、週刊誌に総理府
の広告が出ました。来年、商工会
等の問題で、新たに週刊誌や新
聞広告が出ると思いますが、あれ
を見て一般の税理士は脅威を感じ
ています。こちらは宣伝が出来な
い。先方は経営の相談から、無料
で今度は顧問税理士もいる。お金
も貸してくれる。これが出た段階
で会員から具体的に憤りが出た場
合、もう調印したのだから被害は
ない、と言いつつ切れますか。

会 長 被害はない、とは言え
ない。それは出ます。提携方式に
よつて派遣税理士がやっているの
だから、税理士会の責任ではない
か、と当然云つてくると思いま
す。しかし主催者は商工会等だか
ら、そういう点でのアピールの
方法があります。

全青税 そういう直接被害の他
に、間接的に顧問料等の値上げが

出来ない、という事態が現実に起
きています。

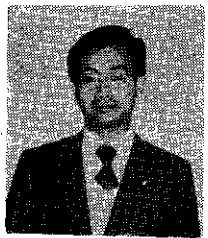
会 長 そういう被害が現実に
あるなら、出して欲しい。

全青税 同じような問題で青甲
会もそうですが、所得制限が全
然信じていません。商工会等では
本当に所得制限が守られると思
いますか。

会 長 いや、税理士がやるの
だから、税理士に守ってもらいま
す。税理士会の実状というものを
充分に把握してもらつて、税理士
会の方針に協力してもらわなくて
はなりません。

全青税 派遣する税理士に対し
て、特別の教育なり講習を考えて
いますか。

会 長 この制度を永続的には
考えていませんが、適当な機会を
見て、税理士会の方針を充分に理
解してもらわねばなりません。そ
して協力してもらわねばなりません。
この問題で税理士がどれだけの
犠牲を払ったか、解つていると
は思いますが、派遣税理士に認識
を改めてもらつて、協力してもら
うことが必要である。



湖 東 会 員

利用されるだけの

惨めな派遣

全青税 会員には、こんなや
らされたらまっぴらだ、という意
見があります。やると儲かるとい
う錯覚を、最初は持っていました
が、やらされたら大変なことにな
る。というのは、五日間も拘束さ
れて日当は一万円です。派遣され
るとはいっても、要するに利用さ
れるわけで、惨めな存在になりま
す。希望者が少ないところも出て
くるのはありませんか。消極的
なボイコットです。

会 長 ボイコットの可能性も
あります。

全青税 実際に月に五日間も空
いている人は少ない。強制的に行
かせるわけにはいかないでしょ
う。例えば支部や部会で該当者が
無かった場合、他会から廻す。東
京会へ関信会から廻す、というこ
とは考えていますか。

会 長 東京会としては、考え
ていません。

全青税 他会の税理士がなっ
たら、どうしますか。

会 長 拒否します。

全青税 そういう実状が解った
場合、例えば練馬には一人の派遣

税理士が無かったとして、しかも
埼玉の税理士が従前より練馬の商
工会等に関与していて、その人が
派遣税理士になったとして、どう
しますか。

会 長 とに角、所属の税理士
と決めてあります。

全青税 所属の税理士、という
取り決めは、協定書のどこに書い
てありますか。

会 長 それは、実施要領を作
って明らかにします。

全青税 協定書の文面だけで
は、そういうことは書いてありま
せんね。所轄であろうとなかろう
と良いように書かれている。

会 長 実施要領で制限してゆ
きます。

全青税 商工会等との話し合い
で、そのことははっきりしている
のですか。そのことは地方では非
常に問題になっています。殆んど
が該当地区以外の税理士が関与し
ているし、現場の商工会等には
そういう認識はありません。

会 長 そういう例は多くあり
ます。この場合、支部で決めるこ
とになるから、()監視、とい

っではおかしいが、監視してもら
います。派遣税理士が一人では出
来ない場合でも、支部と相談し
て、その経営指導所へ廻すなり
して、税理士の手許へ残るような
考え方を、充分に植えつけてゆく
必要があります。

全青税 その考え方は解らない
ではありませんが、一方では新聞
等で無料でやると宣伝しているの
だし、こちらは有料ですから、そ
う簡単にはゆかないでしょう。

会 長 所得制限は、その為
につけてあります。

全青税 所得制限は税理士に守
ってもらう、といいますが、守秘
義務との関係から、勝手に税理士
は洩らすわけにゆかない。

調査立会

は、ずされたわけ

全青税 この制度で、商工会等
の税務は臨税を離れて恒常化され
それが脅威になるわけですが、顧
問税理士の業務には、当初はあっ
た調査立会が今回は消えています。

このいきさつは何ですか。

会 長 調査立会までは、おか
しいということではずしました。
全青税 調査がないからではあ

会 長 派遣税理士が、事績報
告という事で支部に報告するよ
うに考えています。

全青税 事績報告と守秘義務の
関係は詰めてありますか。

会 長 まだですが、税理士と
いう職業柄から、その支部の經
営指導所と派遣税理士で充分に守
ってもらえれば、職業上なんとか
やってゆける、と考えるしかない

全青税 国会でもいっているよ
うに、守秘義務には相当な問題点
があります。

会 長 その通りです。守秘義
務にどうしても、というのなら何
等かのチェックを出来るだけやっ
て、将来の職域につないでゆきた
い。

会 長 法人会のお誘いの時、法人会に
入れば優良に指定され、殆んど調
査がございませぬ、というように
勧誘ビラが配られています。この
事から、今回調査立会が消えたこ
とも、調査がないと考えて不思議
はない。

そう考えられませんか。

会 長 考えない、というより

は、そういう裏の考え方もあるわ
けです。

全青税 派遣税理士が調査立会
まで出来ない、という事ではずし
たのか、もともと調査がないとい
う雰囲気から商工会等がはずした
のか、非常に重大なのは入会の宣
伝ビラにそれが書かれる。法人会
では実際にそれをやっています、サ
ンプルがあるわけで、差別行政に
も繋がってきます。

会 長 実際にそういうことが
あるなら、そうなります。

全青税 法人会にしても、また
昨年の無料相談にしても、そうで
すね。

現実には青申会でも法人会でも、
また商工会等にも調査がなく、真
面目に税理士の関与しているこ
ろだけが調査で、しかも調査が長
い。

会 長 昨年の白色申告者の指
導は、専門家の税理士がやるのだ
から、信頼したらどうか、という
のがこちらの言い分です。今回で
も苦勞して立会をなくしたわけで
すが、今いわれるような考え方も、
なくてはならない。

今後は厳重に監視しなくてはな
りませぬ。

狼が来るぞ

とリードした

全青税 若干前後しますが、見

切り発車の件で、過日の日税連の常務理事会を傍聴していると、関信会の武田会長が、早くしないと見切り発車になる。臨税も増える。いわゆる狼が来るぞ、といって会議をリードしたようです。見切り発車の根拠は、現在の商工会等に、すでに税理士が関与しているからですが、税理士会に関係なく、この人達がそのまま顧問税理士に移行することは、税理士法違反の疑いが可成りあるので、そんなに急いで調印することはなかったのではありませんか。

会 長 そういうこともいえます。

全青税 新聞によると、関信会では(所得基準に代えて)売上基準で一足先に独自でスタートしています。基本的に反対だとして、反対運動しながら日税連の決定、調印の前に、関信会がスタートしたというの、どういうことですか。

会 長 スタートしたとは聞いていません。準備はしているというだけで、どういう内容は詳しく

く解っていません。

全青税 新聞に大きく出ました。われわれが見ると奇異な感じがします。会長が反対ということに交渉している最中ですから、反対している単位会がある、というのなら解りますが、はじめたという単位会があるのは好しいスタイルではありません。商工会等でも組みやすくなりますね。

僅差の代位決定は

問題である

全青税 常務理事会(日税連)では緊急性をめぐって、採決も僅差でした。票差が大きく開いている場合なら兎も角、僅差の代位決定では、ただ勝つたら良いというのでは問題が残ります。

会 長 勝つたら良い、というのではなく、今後の対策ということから緊急に一元化方式をやれ、ということがあり、来月下旬には各単位会から検討し出すように素案を渡してあります。この手当ては、普通の社団や財団ではまずまず税理士法違反を多くするので

会 長 そういう線もあり、難しい。崩れる場合もあり得るだろうし、そうなれば歯止め策も出来なくなる。組織として連合会がある限り、ある程度の歯止め策は設けなければなりません。全青税 歯止め策も良いが、関信会の場合には、可成り逸脱しているのではありませんか。天下に名の知れた商工会議所や商工会と日税連が協定し調印した以上、今後は各単位会はこの協定に縛られるのではありませんか。

会 長 そういうことです。

税理士法から制限した特別法人に集中して行くのが望ましい。

全青税 日税連の理事会は何日頃開催の予定ですか。代位決定です。票の割れ方からいって、いずれにしろ早急に理事会を開かねばならないと思いますが。

会 長 理事会はすでに定数を開いてしまっている。年度内には少なくとも一回、一回は予算の面で開かねばなりません。決算面では来年度でも良いわけですが、出来るだけ早い機会という事で、だいたい二月頃になります。

全青税 常務理事会ではいろいろな発言が出ていましたが、内容において、最大限に努力することが一緒に採択されました。あの時から今日までに何か変化があったのですか。

すべて会長の

責任である

全青税 常務理事会の代位決定

が僅差というのは珍らしい。これは中味の重大さを秘めているからです。それを強引に、多数決だという事で代位決定した三日後に、早くも調印となると、結果からはこれに間に合せる為の強引な代位決定という印象を受けます。

会 長 間に合せる為というか、緊急性がそこに出ている。すすんでやるわけではありませんが全青税 すすんで間に合せる問題ではないのに、踏み切ってやった真意が解らない。今回の日税連の機関紙によると、十八日の常務理事会が山か、という見出しでしたが、山か、というのは、山が過ぎれば調印という印象を与える書き方ですが、スケジュールが二十一日(調印した日)とか、年末まで、というように決っていた。或は早くしろ、と圧力がかかったこととはありませんか。この際、はつきりとお聞きしたい。

会 長 いずれにしろ会長の責任で、何かいえば責任のがれになります。

全青税 常務理事会ではいろいろな発言が出ていましたが、内容において、最大限に努力することが一緒に採択されました。あの時から今日までに何か変化があったのですか。

るな発言が出ていましたが、内容において、最大限に努力することが一緒に採択されました。あの時から今日までに何か変化があったのですか。

会 長 発言によっていろいろと違いますが。誰が考えても入れて良いもの、当然に取らねばならないものが指摘されない。入れたくないと、個人的に考えたものを入れていきます。

全青税 それはどの箇所ですか

会 長 指摘することは遠慮します。兎も角、会長としてやってしまったのですから。

全青税 それはど意見の違う問題があるのに、調印に漕ぎつけるには余程の圧力があつた、としか考えられません。この点、本当にどうなのですか。

会 長 当局からの圧力はあります。

全青税 会長は東京会の臨時総会で、一步後退して二歩前進するという発言をしています。われわれから見れば、二歩も三歩も、もっと後退している。

会 長 真正直にいつて、決し

て前進したとは思っていません。しかしこれは、絶対に取り返さねばならないと考えています。

全青税 具体的に取り返すという事は、次の年度から考える、ということですか。

会 長 いや、次の年度も考えるし、やはり手当てもしていかないと、何時までたっても同じ事になります。

全青税 代案(手当) をつくってゆくという事は、中小企業対策委員会を考えるようなことですか。

会 長 あれでは生まぬるところもありますが、これをやらないう限り、みんなテブを切り放して、後のことを考慮していないのが現状です。

全青税 昨年の、納税委託相談もそう考えて良いわけですね。

会 長 そこえ、みんな含めてくるわけです。

全青税 執行部の中に、商工会側の方がはつきり居ると思えて仕方がない。狼が来る、といっている人も、われわれからは、狼の親戚に思える。

会 長 そういう考え方は毛頭ありません。これでは、どうしようものについて、もっともっと充

実した、確固たる地盤を、ここで築かねばなりません。

全青税 当り前のことです。日給一万円で派遣されることは、税理士として侮辱です。われわれが関与先にくくのは、仕事として楽しいからで、それがまるで、公務員のようになってしまう。税理士と存続者の契約は、自由でなければなりません。

会 長 何としても、そこには裏腹な問題があって、独占業務ということから、税理士でない者は税務相談は受けられません。

小企模は

税制に問題がある

全青税 税制に大きな原因があります。三〜四千円の税金を取る為に、高い費用を掛けてやることがおかしいのです。その数は五〇〇万人位といわれています。四十八年度の自然増収は、三兆八千億円もあります。サラリーマンを入れても、基礎控除を若干引き上げれば、解決する問題です。日税連の対策のトップも、基礎控除の引き上げでないと、専門家として中小企業の支持は得られません。

会 長 そういって、現在は

全青税 だから、税務経営指導所をつくったわけです。

会 長 それも、必しもスムーズにいていません。納税者にしても、われわれの業界の手に掛らない存在のあることは、はつきりしています。そこに大きな欠陥があります。相手から指摘されなくとも、それは把握しなければなりません。

いかにしても、税理士で無い者が税務書類を作成する状態を、何日までも放置することは出来ないわけです。

最低生活に必要な所得が、必ずしも基礎控除に当りません。そこに中小企業庁の指導性と、われわれ業界の違いがあります。

全青税 金融とか、経営指導は所得が、零の人でも、援助して構わないことですが、そこにまで税

全青税 交渉の相手ですが、予算の問題は国会です。「商法」の時、われわれは国会議

務指導が入っています。

会 長 経営体の中に税務があるのです。

全青税 だから国営にするというのですが、新日鉄の社長でも、国営も嫌って自由社会を守れ、と選挙をやっています。そして税理士には国営事務所をつくってくる

会 長 そこが大切です。国営はわれわれも困ります。しかも中小企業庁で、そういうことを平気でやるのはどういうことか、と突いているわけです。われわれには三万からの会員がいて、それには家族も従業員もいる。併せれば何十万人にもなり、国営化されれば顧問先の八〇％はなくなってしまうの食い上げになる。そうした場合に保障するのか。するならば、どうぞ勝手にやりなさい、といっているわけです。なる程、大変な問題だという認識は持つようになりました。商工会等の言分だけを通すのなら、話し合う余地はない、ともいっています。

交渉の相手と

方法が間違っている

全青税 交渉の相手ですが、予算の問題は国会です。「商法」の時、われわれは国会議

とか、目標が違っているのではありませんか。

会 長 行政の範囲に入るからで、決して国会議員に話しをしないうわけではありません。例えば小川半二代議士にも話していますが、もと商工会の会長だけに説を曲げない。

全青税 会長一人でやっているからで、「商法」のように輪を広げてやらなければ駄目です。医師会がやったように、保健医総辞退から比べると、日税連のやり方は小さく、細々とした感じですが、もつと堂々とオープンに出来ないものですか。

会 長 オープンにやっています。

全青税 しかし、われわれが一緒にやりたいと思っても、二、三人でやっていて戦線に参加出来ない。反対というところで、会長とわれわれとは同じなのに、東京会の臨時総会で、どうしてその気持が会員に伝わらなかつたのか、非常に問題の多いのがこの件ですから何よりも先ず賛成か、反対かをどうしても会員に聞かなければならなかつた筈です。

心では反対だが、賛成・反対は置いて、条件闘争だけというのは運動にはなりません。

いいたくないが

会員も反省を...と会長

会長 会長だけの問題ではありませぬ。みんなを取りまいた問題で、この話(顧問税理士)はすでに出ていたのです。それがどうして、もっと支部に密着できなかったのか。それも会長が悪いから、といわれれば止むを得ないことですが、書類だけでは通じない口で語ることによって納得されにくる。その段階で認識され、これは大変だ、となつていきます。これはいいたくないことですが、お互に反省の必要があります。連合会にしても、連合会の役員が、連合会を悪いといっています。

会長 愚痴ではありません。全青税 事実であるなら、会員は大変に不幸です。

会長 会員があつて役員がある。これを忘れては困ります。

全青税 今回でも、会長がリーダーシップを取つて、反対の方向はあるのだから、もっと良い成果を勝ち取れたと思います。将棋でいえば、手許に多くコマを持つて

最初から先方の土俵に乗った感じが強い。税制上われわれが独占業務である以上、社会的責任は充分承知してありますが、行政の要求すること、例えば青申会の勧奨や記帳問題について、どうしてそういうことを求めているのか、その本質的追及なしに、相手の土俵に乗ってしまふ。行政レベルがそれに満足かどうかは、向うの判断です。青申会の勧奨や記帳指導は、日税連や各単体会、また税政連において好ましくない、といわれていく付加価値税の体制にもつてゆく下地造りとして、われわれ全青税は見えています。これを抜きにして行政レベルから、見さかしく小企業を救わなければ、と東奔西走するのは、行政の尻拭いでは済みません。しかも業務が侵蝕されるので、非常に重大です。



添田 会長

会長 税政連と日税連は一心同体ですから、一応避けた(付加価値税を)型ではありますが、強くは税政連で反対し、本会はいろいろな意味で提言してゆきます。全青税 税政連に書いてあるから、日税連は不要というものではない。表裏一体であり、必要なテーマでもあるのだから、日税連の議案書にも、付加価値税反対が入つてこなければなりません、議案書にないから、質問すれば(東京会の総会で)制度部長は、これから研究してみましようと思つて答える程度だ。

会長 研究会や制度部は重要なので多くのメンバーを選び、これは非難もされましたが、青税連の方々が沢山いる筈です。全青税 改めて、制度部に付加価値税のテーマを与え、答申を

会長 研究会や制度部は重要なので多くのメンバーを選び、これは非難もされましたが、青税連の方々が沢山いる筈です。全青税 改めて、制度部に付加価値税のテーマを与え、答申を

会長 研究会や制度部は重要なので多くのメンバーを選び、これは非難もされましたが、青税連の方々が沢山いる筈です。全青税 改めて、制度部に付加価値税のテーマを与え、答申を

見て見ぬ振りか

付加価値税

会長 付加価値税について、われわれが必要なのは今後の影響を判断することです。税理士の職域と、納税者にとって利益か不利益か、これを充分に考えなくてはなりません。

全青税 日税連でも単体会で

会長 付加価値税について、われわれが必要なのは今後の影響を判断することです。税理士の職域と、納税者にとって利益か不利益か、これを充分に考えなくてはなりません。

全青税 日税連でも単体会で

全青税 日税連でも単体会で

全青税 日税連でも単体会で

全青税 改めて、制度部に付加価値税のテーマを与え、答申を

全青税 改めて、制度部に付加価値税のテーマを与え、答申を

国会陳情を

確 約

全青税 商工会等の問題一色にしても、おかしくない時期です。国会陳情も出来るわけですが、予定はしていますか。

会 長 二月を撰んだのは、そういう意味からです。丁度、国会の正常期です。

全青税 商工会等の問題で陳情する可能性が、強いわけですか。

会 長 両方やるということですよ。

全青税 決起大会の四つのスローガンには、しかし顧問税理士制度のコの字も入っていません。

会 長 スローガンは、税理士法対策委員会と小規模対策委員会も合同で入っていたと思いますがそれから法対推進委員会と、三者間で決めています。

全青税 具体的には、スローガンに入っていない。審議してもまだ間に合いますし、協定文書が取り交され、新しい事態ですから来年からどうするのか、先刻、会長は飽くまで時限立法だと答えていますか。

会 長 恒久化は全然考えていません。

全青税 早期撤回というようにスローガンに入れられませんか。そうでなければ、会員はついて来ません。スローガン作成に当たって、顧問税理士問題は全然討議されなかったのですか。会長が先頭になり反対の意志を表明し、予算化阻止を呼びかけなければなりません。

会 長 予算化阻止は、やらなければなりません。

全青税 大会は相当な規模ですから、これをはずしては、とてもやり切れません。

会 長 スローガンの作成に当たって、税対が、そこでどう噛み合ったのか、解りません。

全青税 会長の意志で、どうにでもなります。

会 長 そうはいいますが、機関決定というのは、なかなか難しい。しかし会員を対象に考えた時は、やらねばなりません。

全青税 やらなければ、署名(法改正の)も集まりません。

会 長 一元化方式もあるの併せて考えてゆかなければなりません。

全青税 商工会等の問題は、手当として一元化方式、当面のアップビルは早期撤回になる。

会 長 それは続くものとなります。予算は打ち切れ、本会の小規模対策はこれこれである、というように、これをやれば、あれもやります。

全青税 先刻指摘したのもその問題です。日税連に対策がないといたすに指摘するだけで終わってしまします。一つの職業人だけで三千万人もいる納税者に手を差しのべる術はありません。職業人には有料でなければ職の道は成り立ちません。独占業務ということだけでは、行政の尻拭い出来るものではなく、行政の作り出した矛盾についても、日税連は指摘してゆかなければなりません。代案ということでは、以前より経営指導所で一生懸命に実践してきています。これを代案と考えないようには、経営指導所の人達は吃驚してしまふ。

会 長 もっとアップビルするという事です。

全青税 それが主流です。

会 長 それも含めた中での代案です。会員の犠牲だけでは駄目で、青申会の尻拭いであつても、政府のやることなだから、当り

前の報酬をもらってやるのが当然です。

全青税 それでは物取り主義になりません。

会 長 表現の問題だと思いません。

全青税 小規模の問題は、実際には小規模事業者からの要請ではない。別のところが、これをやりたがっている、そう考えるのが素直なとり方だと思います。それとも小規模事業者等から、日税連に陳情でもありましたか。

会 長 税理士会の大会でも、中小企業から出席がない。この問題で、或は下請の税理士がいるといわれませんが、私の責任です。実際には、確定申告期の一週間に及ぶ事務署の手伝いについてその内容的統計がありません。つまり私に報告がないのです。

全青税 東京地方会には、あり

ます。基本要綱を要するといわれています。基本要綱を要するといわれています。基本要綱を要するといわれています。

会 長 そうした事実がございませぬ。基本要綱を要するといわれています。基本要綱を要するといわれています。

全青税 いささか古い話になりませんが、商法改正案は三月十九日に成立しました。本法は三点に亘って修正され、会計原則の修正案も修正されましたが、これにつ

会 長 連合会に、それが上つて来ないので。

全青税 法改正を求める会員の署名簿は、今日持参しました通りここに沢山あります。二月七日の決起大会には、準備して行きたいと考えていますが、こうした会員の声に耳を傾けていただきたい。

会 長 今度の大会は、商工会等の問題はずしては、意味がありません。

全青税 NPの報道では、基本要綱の手直しを、日税連では迫られているとありました。

会 長 そうした事実がございませぬ。基本要綱を要するといわれています。基本要綱を要するといわれています。

全青税 いろいろと批判されましたが、商法改正に反対ということでは、今も交っておりません。利害関係人の問題と会計原則の再

商法修正は全青税の力

私(会長)は批難したことがない

いて、どうお考えですか。

会 長 いろいろと批判されましたが、商法改正に反対ということでは、今も交っておりません。利害関係人の問題と会計原則の再

利害関係人の問題と会計原則の再

修正は、皆さんの努力による成果と考えています。私は決して皆さん(全青税)を批判したことはありません。今日の顧問税理士の問題に関しても、それは同じことがいえます。何か間違つて伝えられたとしても、それは広報の問題です。正副会長会の原稿でさえ、修正されることがある位です。

全青税 日税連の広報では、利害関係人の要求を通る、と報道しましたが、これは偽りです。今度の問題として、対策はありますか。

会 長 今後、機会ある毎に要求して行きたいと考えています。利害関係人の排除を、ザル法とならぬようにしてゆきたい。

向山訓告は間違

むしろ表彰ものである

全青税 商法で、一生懸命やつた向山商対委員長(東京会副会長)が、訓告されたのは、どうも不可解です。

会 長 過ぎた事件なので、新しく問題にたくありませんが、運動の為に委員会開催を要求したのに、開かなかつた。それを正副会長会で責められ、処理を求められ、何らかの形で、収束しなければならなくなつた。

全青税 継続し、運動が必要と思ひます。

会 長 そういう決定です。不返転ということなので、すから。

全青税 要望通る、と号外まで出して、会員を騙したことになるます。

会 長 大事な問題ですから、今後やめてゆきます。

全青税 運動を続けるなら、それを報道しなければ解りません。

会 長 その通りです。当時でも、総理大臣にも直訴し、法対にも継続を申し入れましたが、最初は騒いで、尻切れトンボになるのが税理士会です。反省しなければなりません。

私は何も考えていなかったが、ケリをつける結論を出されてしまった。

全青税 執行部には、感情に走り過ぎ、好ましくない傾向があるようだ。

向山商対委員長の商法に関するパンフレットは、国会でも高く評価され、表彰されても良い位と、われわれは考えている。

会 長 それはその通りです。

全青税 最後に、日税連の会務の運営について、会議の傍聴を申入れたら、拒否するということなく、開放的にして欲しい。特に、正副会長会は、たった十四名の構成員だから、全会員の意見を取り上げるように心掛けて欲しい。重

全青税は

もっと活発でよい

会 長 もっと積極的にやっても良いと考えています。それを会務に反映して行きたいので、こういう機会は、重ねて行きたいと思ひます。

全青税 現状では、要望や意見の文書を日税連に提出しても、受け取り放しで、コミュニケーションが開かれない。

会 長 一会員の声として、聞いてゆきたい。皆さんも執行部にいろいろな意見があるでしょうが、私が説明したら納得して欲しい。

全青税 信頼関係が前提になります。底積みになっていて、会員の煮つめた意見を大事に聞いてもらいたい。

会 長 積極的に話し合うことを、私は痛感しています。

要な問題について、上意下達では困ります。

会 長 そう思ひます。全青税 傍聴は自由にさせるべきです。会談の終りに当って、われわれ全青税について、御意見を

お聞かせ下さい。

全青税 われわれは、日税連を機関として認識し、批判するわけではなく、別に個人的な怨嗟があるわけ

ではない。
会 長 私は話し下手だが、真心はもっています。



以上で会談は終了し、互いに謝辞を述べ、健闘を期して別れたのは午後七時三十分。

予定の時刻を三十分も超過してしまつた。
なお、終了三十分前頃、つまり商法問題に言及された時にテープを使い果し、記録を筆記に頼つた為、意

約的記録の再現になつた。
(唐木田)

好評です

中小企業の経営・法律・節税対策のための記事を中心に編集しております

先生の事務所のニュース

『税経月報』

をご利用ください

予約申込受付中

昭和50年度

問答式改正税法の手引

- ・ A 5 40ページ 定価250円
- ・ 4月下旬発売予定
- ・ 事務所名の刷込もいたします。

△屈辱の調印成る▽

明けて昨年、それも年末ぎりぎりの十二月二十一日、日税連は商工会等と逐に顧問税理士問題について了解を達し、調印を果した。その内容―了解事項―は、条件において大巾に後退し、就中、派遣税理士の選任方法は、屈辱的である。

つまり、商工会等と協議の上で候補者が定められることとなり、そこには商工会等の事前の承諾が前提にある。これは並居る税理士を、商工会等が品定めして派遣税理士を抽出する以外の何ものでもなく、派遣とは名ばかりとなり、税理士会の主体性は無惨にも否定されている。了解事項の全文にしても、十一月二十七日付の商工会案を模写したとしか考えようのないものとなっており、ここに至る彼我の力関係を如実に示すものとなった。

この商工会等の問題が、ようやく本質論として会員に浸透しはじめた十一月、日税連では全会規模の税理士法改正決起大会のスケジュールを発表した(税理士界六四一号)。続いて法改正の百万人署名を訴え、大量の署名簿が会員に送達されたが、この段階では、決起大会にしても、署名運動にしても、傘下の単位会では充分な審議は行われていないのである。

張 主
顧問税理士制度
の撤廃が先決

は全会的運動の伴わない決起大会の危険性を指摘したが、いよいよ現実の問題となってきた。

△法改正の変質を警戒▽

税理士法の改正に関して、試験制度に触れて当局が、一般試験こそ税理士制度にあっては特別試験である、とか、自主権は絶対に税理士会に譲らぬ、とか、その意向なる風評が流布されており、真偽やその言葉の適否、別として、官

民の隔りはかくの如くである。しかも相手は巨大であり、それ故に争う前に妥協を求める日税連の姿は、近時、いよいよ鮮明となっている。繰り返しとなるが、敢えて繰り返す、重要な「商法」において、日税連は改正反対の既定方針を突如逸脱し、その結果、附帯決議の明文化にさえも失敗している。今回の商工会の問題でも、会員の反対を無視して、頭越しに原則的理解

を与え、頭越しを非難されるや、以前から会報「税理士界」に掲載した、それを口で話してから解ったのでは遅過ぎる、と却って会員を難詰している(本誌の日税連会長との会談記事参照)。

△見切発車の連合会▽

そして数多くの疑問と問題を解決しないままに調印を急いでいる。急いだ理由として、商工会等の見切発車の憂慮が喋々されたが

見切発車の有無には、この問題と税理士法や税理士制度との関係は、全く係りなく詭弁に過ぎない。むしろ日税連が会員の合意を待たずに、見切発車したというのが妥当であり、糾弾しなくてはならないのである。

全青税は、既報の通り十一月九日、沼津市において顧問税理士制度の反対緊急決起大会を開催した。短日時の計画、加えて地方都市での大会であったが、地元会員の協力を得て、全国から約百名が参加して会場を埋めた。ここで採択された決議を死文化させることなく、われわれは日税連の小規模対策を監視し、失政究明を怠ってはならない。

△決起大会の転換を図れ▽

二月七日、日税連では法改正の決起大会を予定しているが、法改正は先ず顧問税理士制度の撤廃からはじまる。納税者の権益擁護が法改正の根幹であるが、それは法改正を待って果すものではない。運動それ自身が権益擁護に直結するものでなければ、百万人の署名は愚か、もの笑いの種となるだけで終り、それは税理士の終焉となる。殊に顧問税理士制度の動機として、われはそこに、政府、与

党の付加価値税志向を察知しており付加価値税の弊害を、誰より認識している全青税は、商工会等の問題を、法改正の大きな障害として内外に周知させる必要を痛感している。

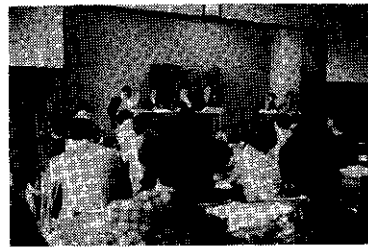
◆◆◆ 原 稿 募 集 ◆◆◆

機関紙「全国青税連」を、われわれ全会員の意見の交換場として、全会員の力で作りあげて行くために、全国の会員からの原稿をお待ちしています。随筆雑感等の原稿や、地域的な活動状況報告などの記事を是非お寄せ下さい。

広報部一同

全青税の報告

シンポジウム



去る十一月九日、沼津市民生会館において、全国青年税理士連盟恒例のシンポジウムが開催され、約百名の会員の参加がありました。

当日の議題は、すでにご承知のとおり、「税理士法をめぐる諸問題」とし、小テーマが四項目挙げられて、午後一時より四時まで熱心な発表と真剣な討議とが進められました。発表者であった、浅沼、金子、久野、亀田会員には、この機会に厚くお礼申し上げます。

(各発表のうち、金子会員のものは、当方にて要約掲載しました。)



シンポジウム ——発表——

税理士の監督権の実態

浅沼正三(東京)

われわれ税理士が、監督官庁と日常「接触」する実態は、いろいろとあるが、一応次のようなことがいえる。

① 税理士法上に規定された「受任簿」の作成と検査をうけること。

② 「関与先名簿及び補助者名簿」の作成と提出。

③ 税務調査の立会いで接するよう「江戸のカタキは長崎で……」ということなど、税理士にとっては直接の監督をうけるわけではないが、業務上の圧力がかかっている。特に狭い地域でのみ業務を行っている税理士にとっては、顕著である。

一、監督権の分類

○ 監督される側からみた場合
個々の税理士に対するもの
各税理士会に対するもの
日税連に対するもの
○ 監督する側からみた場合
大蔵省からのもの

以上のようなこと以外でも、チェックリスト問題や事業概況書など税務官庁と接触するなかでの、目にみえない「監督」の実態がある。このようなことから、「監督権」については直接的なものだけでなく、もう少し枠をひろげて論じてみたい。

国 からのもの
国税局からのもの
税務署からのもの

以上のように分類されるが、現在の状況をみると、大きく税理士界全体を、税務行政の下請機関化する方向が強まっていることから、「監督」の意味も制度のありかたそのものからの検討が必要である。

二、税理士会、日税連に対する監督の変せん

会設立当初から、国税庁からの指導を仰ぐということで細く指示をうけていた。具体的な事例としては、会主催の「税理士試験の直前講習会」についての手数料など予算書を毎回提出して「許可」を受けていたことさえあった。

このように、指示を仰ぐという形での「監督」が現在も多い。具体的事例として、日税連、各税理士会の役員会等へ国税庁、国税局等からの「傍聴」ということでの参加がある。現在の税理士法上にさえないことが、指示を仰ぐ、情報を得るということで、税理士会の側から提起されているのが現状である。自主権を確立しようということを目標としているわれわれにとって、現状でもまだまだ変革すべき事項が多いといえる。

大きな流れとしては、税理士会に対する「監督」は細いことは薄れつつあるものの、反面、税理士界全体を税務行政の下請化への動きなど大きな意味で「監督」が強まっているといえる。

三、会員に対する監督権の行使の実態

われわれ個々の会員に対する「監督権」の最たるものは、「懲戒権」であろう。そして具体的な事例としては「飯塚事件」をあげることができよう。

本来、納税者の権利擁護を税理士の使命とみるならば、「懲戒」ということは、会自体で行うものである。

現状は、税理士法上「資格はく奪」を含む懲戒が規定されており監督する側の「伝家の宝刀」となっている。

飯塚事件はこの「宝刀」が抜かれた事例である。この事件の評価についてはいろいろ言われているが「簡単には懲戒は行使できないことを監督官庁にしらしめたこと。同時に世論の喚起がいかに重要であるかをわれわれに教えること」ではなからうか。

今後の税理士法改正を中心とした税理士の社会的地位向上のための運動に多くの示唆を与えた事件

であった。

四、税理士会、日税連に対する監督権の行使の実態

大阪会の会則の変更には大阪国税局が介入し、その訂正をせよといった事件があった。内容は会則に会自体が会員に対する「懲戒」的规定を定めたものであり、それが監督権にふれるとのことであった。全く前近代的な性格をさらけ出した税理士制度の実態が明らかになった事件であった。

五、税務当局の監督体制

監督する立場にある税務当局は税理士法、政令・規則・通達など具体的に監督体制を敷いている。六、最近の監督体制の性格 先にも述べたが、税理士界全体を税務行政の下請化する動きが強まっている。我々は「監督」の実態からして、税理士法改正運動を行うと同時に、個々の自主権を侵す動きに対応していく必要がある。

シンポジウム ——発表——

ヨーロッパ諸国の

監督権の実態

金子秀夫(神奈川)

本年五月の連休に、ヨーロッパ十ヶ国を訪問し、各国の「納税者を援助する職業人」の実態を視察してきたが、スペインを除き、ほとんど国家の監督権が及ばないかまたは、あったとしてもほとんど影響のないものであった。

わが国として特に、西ドイツ税理士法が一九六一年の同職業法に、自主権確立が成文化された点に注目したい。

ドイツにおける税務援助制度は、一九一九年のドイツ帝国税法

によって初めて制定された。その後ナチスの時代に苦難の道を歩き一九三五年に新しく職業名が法律用語として定着し、戦費調達確保に協力するようなことになってしまった。

第二次大戦後、職業法の立法が要請され、一九六一年念願の職業法をもつことができ、自治権獲得のための斗争の結果自由職業の自治権の成文化をみたのである。

以上の点の十分な研究が必要である。

シンポジウム ——発表——

監督権と試験制度の

相互関係

久野 峯一(名古屋)

一、はじめに

現行の税理士法では、監督権については第四十九条の十九に規定があり、具体的には連合会に対する監督権は国税庁が、税理士会に對する監督権は国税局が把握し、現実に税理士は有形無形に税務官公署の強い監督権の下にある機関となっている。

また、試験制度については、第六条に規定されている一般試験と附則三十に規定されている特別試験とからなっている。第六条の一般試験とは、税理士となるのに必要な学識及びその应用能力を有するかどうかを判定するため税法及び会計学の科目について試験するもので広く一般に受験を行っている試験である。しかしながら「当分の間第六条の規定による税理士試験のほか特別な税理士試験を行う」と規定する附則三十の特別試験とは、税務官公署に二十年もしくは二十五年以上勤務した者に特別の試験を行い税理士の資格を附

二、特別試験制度の設置経過

昭和十七年の税務代理士法當時に、一定の年限税務行政に携わった者には資格審査を行い税務代理士の資格を附与していた。これが昭和二十六年の税理士法制定の際に、その時十五年以上税務行政に携った者には資格認定により税理士の資格を附与し、一応ここで整理を行ったが、当時十五年を経過していた者が資格認定で税理士資格を附与され、その後経歴を積んで十五年に達した者が全く放置されているのは不権衡であるといふことから、昭和三十一年の税理士法改正の際に五年間という期限付で特別試験により税理士資格を附与することになった。

これが五年後の昭和三十六年の改正の際、まだこの問題については根本的な検討が十分でないの、その検討による改正が行なわれるまで当分の間三年間(を別途)の特例を存置するということ

になっていた。しかしその後昭和三十九年にこの特別試験制度を廃止すべく税理士法改正が進められたのだが成立せず、現在に至っている。

三、特別試験の実態

まず税務官公署に一定年限勤務したことにより税法試験科目は免除とし、残った会計学科目の簿記論及び財務諸表論の試験のみを行っている。しかし、この試験の内容は一般試験に比べきわめてやさしい問題が出题され、そしてその試験は十問中四問を解答する問題選択制が採られ、またこの試験によっても合格点に足りない者については二次の特別試験により補充を行い、さらには勤務年数に応じた一定の点数を加算する斟酌点制度を行っている。この結果合格率は受験者の八十数%に達し一般試験の合格率四%足らずに比べ著しく不平等となっている。

また近年の一般試験と特別試験の受験者、合格者、登録者、潜在税理士数等を比較してみると(数字の羅列は省略)、その異常さは、悪性インフレ的症狀となっている。

すなわち、特別試験制度は税理士試験の本旨である税理士となるのに必要な学識及び能力を有する

かどうかを判定するための試験ではなくして、税務官公署職員へ資格を与えるための試験であり、試験とは名ばかりのものとなつてゐる。

四、むすび

以上の如く、税理士資格を附与する試験が、税理士会及び連合会の関知しない処で、その内容も公表されることなく行われ、その結果資格を附与された者のみが閣下に税理士会及び連合会に送り込まれている現状で税理士の權威、自主性などが有るといえるだろうか。また、初めに述べた如く、税務官公署に監督権を握られその下に服している税理士会及び連合会は税務官公署の下部機関でなくてはならない。

監督権と資格附与の権限、この両者相俟つてこそ税理士の自主性自律性が確立されるものであり、このいずれか一方が欠けても、そこに作られたものは砂の上の城にすぎないと思われ。

現在、税理士はこの両者とも把握するものではなく、このままでは税理士の自主性、自律性は望むべくもなく、さらには将来、税理士制度そのものが危機にさらされて行くのではないだろうか。

ジュム シン 発表

監督権離脱の内容と税理士会の自主的管理の方向を探る

亀田 誠 二 (大阪)

税理士会が自主権を確立するためには次の三点につき、自主性を確保することが最少限要求される。即ち

- ① 税理士会に対する国の監督権
- ② 登録審査権
- ③ 懲戒権

の三点である。これらにつき現行制度はどうなつてゐるのか、税理士法改正基本要綱ではこれをどう改正しようとするのか、そして私

が知る範囲では、我国における唯一の、自主権を確立した職業団体である弁護士会では、どのように運営されてゐるのかを調べ、今後の運動の一助になればと思ひ筆をとつた。

一、税理士会に対する国の監督権

1 現行税理士法

いうまでも無いことであるが、現行税理士法では、税理士会は国の監督権にがんじがらめにしほられてゐる。重要問題の決定には大蔵大臣の認可を必要とし(法四九の二)又大蔵大臣は総会決議を取

消し、役員をクビにする権限を持つ(法四九の一八)その他いろいろ述べればきりがない程、税理士会はお上に頭があらぬ制度となつてゐる。

2 基本要綱

基本要綱においては、大蔵大臣と国税庁長官への報告義務のみを残し、いわば完全自主権を達成しようとしてゐる。

3 弁護士会の現状

弁護士会と最高裁との関係は、「報告を求め又は調査を依頼することが出来る」(弁護士法四九)のみである。

二、登録審査権について

1 現行税理士法

登録決定権は日税連が有し(法二二)一見自主性が保持されてゐるかに見えるが、登録を拒否する場合は資格審査会の議を経る(法二二)こととされ、この資格審査

会は国の思うままに運営されることが可能な組織となつてゐる。この審査会は、会長(日税連会長)

と委員』からなり、委員は大蔵大臣の承認を受けて会長が委嘱する。四人の内訳は一、税理士、二、国税職員、三、地方税職員、四、学識経験者となつてゐる。わずか一人の税理士で、どうして自主性を尊重しているといえようか。

2 基本要綱

資格審査会の国からの独立をうたつてゐる。又、不服の申立は日税連の不服審査会に対して行うこととしてゐる。

3 弁護士会

単位弁護士会の常議委員会と、資格審査会の議を経て、登録拒否の決定がなされる。不服審査は日税連の資格審査会に対して行う。資格審査会の委員の七五%は、弁護士会の総会で選任された弁護士からなる。

残りが裁判官、検察官、学識経験者である。

三、懲戒権について

1 現行税理士法

懲戒権者は国税庁長官(法四四)であり、国税庁長官は税理士に対する質問検査権を有する。

2 基本要綱

日税連の懲戒委員会の議決により、日税連会長が懲戒を行う。不服申立は日税連の不服審査会に対

して行う。
3 弁護士会
懲戒権者は所属弁護士会の長であり、懲戒委員会の議決に基いて行う。

不服の申立は、日税連の懲戒委員会に対して行うこととされてゐる。(弁護士法五六、同法五九)

四、自主的管理の基本問題

以上考察した通り、税理士法改正基本要綱はほぼ完全な自主権の確立をうたつてゐるが、その具体的な自主的運営の組織については、なお一層の充実が要求されよう。

特に留意すべき点は、一、登録審査、懲戒審査の二重チェックシステムの確立、弁護士会における常議委員会と資格審査会、綱紀委員会と懲戒委員会の關係に学ぶべき点がある。

二、不服審査機関の、原処分機関からの独立、三、手続規定の整備と遵守の保証

以上の三点を認識した上で、自主的管理組織の確立を目指さなければならぬ。



ダイナミックなおはら踏み

桑原 義和 (鹿児島)

全青税

お 国 め ぐ り

「鹿児島」といえば、単に南の果て、或は新婚旅行で行く温泉地、といったところが大方の思いかかべるイメージのようであるが「薩摩」と言いかえれば、その思も変ってくるのではなからうか正確には、鹿児島県は薩摩と大隅の国より成り、人口約百七十万日本列島の最西南端に位置し、温暖多湿、台風常襲地帯である。

県内の大半は火山噴出物が堆積したシラスにおおわれ、平野部が少なく、山岳台地が広がっており、又南の海上には、いわゆる離島といわれる島々が点在し、異なる風土を持つている。ほぼ中心に位置する鹿児島市は島津七十七万石の城下町で、薩英戦争、西南の役、第二次大戦の戦火にもめげず、現在人口約五十万

行政、教育、商業その他全ての面で中心地となっている。鹿児島のお国柄を紹介するのに今更ながら「薩摩」「島津」を持ち出さねばならないのは筆者としても心苦しいが、年中行事にしてもこれらとかわりのあるものが多い。例えば旧九月十四日に行われる妙円寺詣りであるが、島津義弘公の関ヶ原勇戦をしのび鹿児島市から約二十キロ離れた伊集院町の徳重神社まで、武者行列や、市内高校生などが、夜間歩いて参拝する行事で、必ずしも広く市民に親しまれているとはいえないが、お国柄を示す行事ではある。

又、旧五月二十八日に行われる曾我どんの傘焼きなども鹿児島ならではの行事であろう。これは市の中心を流れる甲突川の川畔で、曾我兄弟の打ち入りをしの子供達が古傘を集めて焼き、そのまわりを合唱勇舞する行事である。市民に広く親しまれている行事としては、七月の祇園祭り、六月灯、又秋に行われるおはら祭りがある。

祇園祭りは、八坂神社のお祭りで、神幸行列や、山車、商店の宣伝隊が市内をねり歩くが、年々数が少なくなるのは淋しい限りである。

全国青税連に加入しよう

全国青税連は、二、〇〇〇名をこえる会員を擁しており、連盟の目的として

- 一、税理士制度の発展強化
- 二、会員相互の研修及び親睦
- 三、会員相互の連絡、提携及び資料の交換

の三つを掲げ、その目的達成に努力しております。本連盟は、青年の気があり、青年らしさがあれば、年齢を問わず

すべて会員資格があるとされています。しかし、「青税連」であるからには、役員にはつとめて若い人をあてることがしており、現在は四十歳までの人達を中心となって執行部を構成し運営にあたっており、全国から一人でも多くの若い力の加入をお待ちしています。

これとは別に、戦後市民祭として始められたおはら祭りは、各町内、職場などから踊り連が出て、市電、バスを止めて、おはら節、ハンヤ節を踊り歩き、年々にぎやかさを増し、市内最大のお祭りといつてよいであろう。

鹿児島で幼年期を過した人々にとって最も懐しく思い出されるのが、六月灯であろう、いつごろからどのような意味でなされるのか、筆者は知らないが、これから暑く長い鹿児島夏が始まろうとする七月初旬、県下一円に神社にとうろうを献納し、出店が並び人々は参

み、あの強烈な夏が来ることを知るのである。鹿児島市は、火山雷という稲光りと共に、突如として、ごう音をもって噴火する桜島を目前に、今なお鯛の漁れる錦江湾をいだき、ナポリそっくり、いやナポリ以上といわれる景観に恵まれ、又市内には数多くの先人の遺跡が眠る、まさに史と景の国である。

唯、幾多の人材を輩出した明治維新前後の鹿児島人について、その鮮烈な個性を語る人は多いが、現在は鹿児島について、談られることに少ないのは淋しいことである。

(写真提供・南日本新聞社)